

『愛知県内の成年後見制度の取り組み状況』

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会

地域福祉部 中上陽子

1 愛知県内市町村体制整備について

- ① 成年後見支援センター等設置市町村 51/54（市町村単独29、広域22）
 - ・設置形態 社協委託：23（内補助1）、広域NPO委託：22（4センター）、社福法人委託：1、行政直営：5、
- ② 中核機関の設置市町村 45/54（市町村単独23、広域22）、
 - ・設置機関：社協：13、広域NPO：22（4センター）、行政：4、社福法人：1、行政・社協共同設置（機能分散）：5
- ③ 成年後見支援センター等未設置市町村 3/54

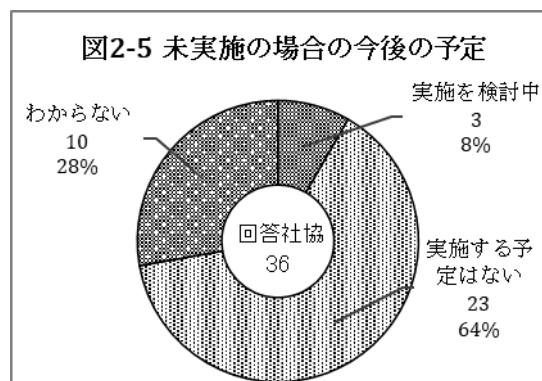
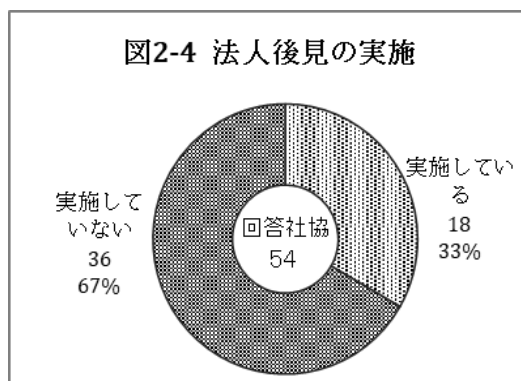
2 市町村成年後見支援センター等設置の歩み

- ① 成年後見制度（平成12年4月1日施行）
 - ・平成15年 NPO法人東農成年後見センター設立
 - ・平成18年 NPO法人東三河後見センター設立
 - ・平成20年 社会福祉法人田原市社会福祉協議会田原市成年後見センター設立
 - ※以降促進法成立前に、30市町村17センターが設置される
- ② 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年）
 - ・成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）
 - ・第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）
 - ※計画の行程表・KPIにより、市町村のセンター及び中核機関の設置が進められる

3 中核機関（成年後見支援センター）の機能と役割

- ① 成年後見制度利用促進基本計画（第1期）に基づいて具体的事業を展開
 - ※地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能
 - ア）広報機能 イ）相談機能 ウ）成年後見制度利用促進機能 エ）後見人支援機能
- ② 地域における協議会の体制づくり

4 法人後見の取り組み（4年度市町村実態調査の結果（R4.5 現在）から）



① 法人後見実施市町村

- ・実施社協数 18（内訳：自主事業9 行政委託7 行施補助2）
※R6.4 現在 20
- ・4つの広域 NPO 法人（22市町村）はすべて法人後見を実施。
- ・広域 NPO 法人の市町村社協において、法人後見の実施市町村は2市のみ

② 現在の受任件数(総数)

（回答社協 18）

	後見	178	保佐	64	補助	19
(内訳)	認知症高齢者	111	認知症高齢者	14	認知症高齢者	7
	知的障害者	39	知的障害者	32	知的障害者	5
	精神障害者	28	精神障害者	18	精神障害者	7

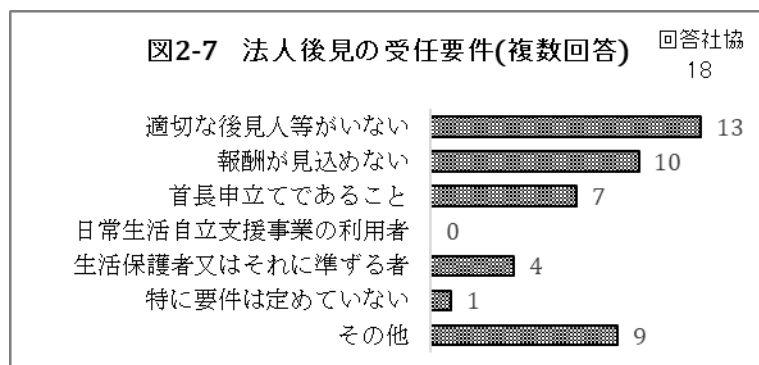
③ 現在の法人受任件数の内訳（回答社協 18）

件数	類型	後見	保佐	補助	総計
0		4	6	11	4
1～5		4	7	6	3
6～10		4	4	1	2
11～15		3	0	0	3
16～20		0	0	0	2
21～25		1	1	0	1
26～30		1	0	0	0
31～35		0	0	0	0
36～40		1	0	0	1
41～45		0	0	0	1
46～50		1	0	0	1

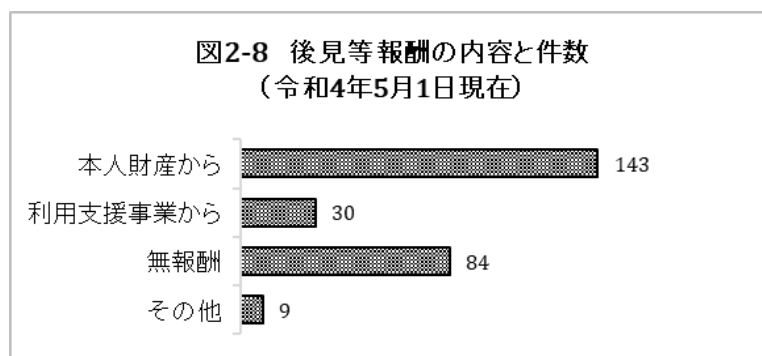
④ 過去3年間の類型別受任件数

	R1	R2	R3	合計
後見	36	57	62	155
保佐	12	15	8	35
補助	1	2	6	9
合計	49	74	76	199

⑤ 法人後見の受任要件



⑥ 後見等報酬の内容と件数



5 愛知県社会福祉協議会の取り組み

① 平成 28 年度～平成 31 年度（基金事業）

- ・成年後見制度に係る実態調査の実施
- ・実態調査報告書の作成
- ・成年後見制度研究委員会報告書の作成

② 平成 30 年度～現在（委託事業）

- ・市町村担当職員研修会の実施
- ・コーディネーターによる情報提供、相談支援
- ・推進会議委員等による市町村の体制整備にかかるアドバイザー派遣

③ 成年後見制度体制整備アドバイザー並びに権利擁護支援アドバイザー派遣事業の実施

都道府県は、市町村では対応が困難な事案等に対して、助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみを作る必要がある。（省略）具体的には専門アドバイザーを活用して、必要な助言等を行うなど市町村支援の体制を確保する。

【第二期成年後見制度利用促進基本計画】